

改正

平成20年 4 月 1 日告示第39号の 4
平成23年 1 月17日告示第 5 号
平成23年 7 月20日告示第106号
平成27年 3 月31日告示第50号
平成28年 9 月30日告示第147号の 2
平成29年 1 月 4 日告示第 1 号
平成29年 3 月31日告示第61号
平成30年 3 月20日告示第41号
平成31年 3 月29日告示第67号
令和 2 年 3 月31日告示第77号
令和 3 年 4 月 1 日告示第85号
令和 6 年 3 月28日告示第48号

伊豆市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地震発生時における住宅、建築物等の倒壊等による災害を防止するため、建築物等耐震改修促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） 既存建築物（昭和56年 5 月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。以下同じ。）のうち木造住宅（木造軸組工法で、居住のために継続して利用する建物をいう。以下「既存木造住宅」という。）の精密診断の結果、耐震評点（耐震診断による総合評点をいう。以下同じ。）が1.0未満であるものに補強計画（補強前の耐震評点が0.3以上の効果があり、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となる計画に限る。）を策定する事業及び耐震補強工事を実施する事業をいう。
- (2) 建築物耐震診断事業 既存建築物の耐震診断を実施する事業をいう。
- (3) ブロック塀等撤去事業 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（住宅又は事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所及び避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業をいう。
- (4) ブロック塀等改善事業 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（住宅又は事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所及び避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善（改修、フェンス等他の安全性を確保した塀（組積造の塀を除く。）又は生垣への転換をいう。以下同じ。）する事業をいう。
- (5) 美しいいえなみ整備事業 住宅又は事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所及び避難地等へ至る私道を除く経路に、新たに樹木等を植樹又は設置し、緑の連続性や周囲との調和に配慮したいえなみを整備する事業をいう。
- (6) 建築物補強計画策定事業 既存建物（延床面積1,000平方メートル以上で、かつ、原則として地上 3 階建て以上の耐火又は準耐火構造のものであって、既存木造住宅以外のものをいう。（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。））の補強計画の策定を実施する事業をいう。

- (7) 建築物耐震化助成事業 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項各号に規定する既存耐震不適格建築物であつて、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）附則第2条第1項各号に規定する建築物に該当する建築物の耐震補強、建替え又は除却工事を実施する事業をいう。
- (8) 緊急輸送ルート等 法第5条第3項第2号の規定に基づき、静岡県耐震改修促進計画に、沿道建築物が地震によって倒壊した際に、その道路の通行を妨げ、相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、沿道建築物の所有者等に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける記載をした道路をいう。
- (9) 緊急輸送ルート等沿道建築物 前号に掲げる道路に接する法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (10) 緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業 緊急輸送ルート等沿道建築物の補強計画の策定を実施する事業をいう。
- (11) 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業 緊急輸送ルート等沿道建築物の耐震補強、建替え又は除却の工事を実施する事業をいう。
- (12) 伊豆市建築物等耐震改修促進事業 第1号から前号まで（第8号及び第9号を除く。）に掲げる事業をいう。
- (13) 高齢者のみが居住する住宅等 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、借家の場合を除く。
- ア 65歳以上の者のみが居住（当該者以外に満15歳未満の者又は満18歳未満で就学している者のみが同居する場合を含む。）する住宅
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に掲げる1級若しくは2級に該当する下肢不自由、体幹不自由若しくは視覚障害の者が居住する住宅
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住する住宅
- エ 療育手帳（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年第123号）第45条に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅
- (14) 中小企業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む、資本金が5,000万円以下又は従業員が200人以下の者をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 事業ごとの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業ごとの建築物等耐震改修促進事業補助金交付申請書に次に掲げる事業ごとの関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物耐震診断事業、建築物補強計画策定事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業（様式第1号）
- ア 見積書の写し
- イ 案内図（縮尺2,500分の1以上の地図）
- ウ 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）したことを証明するもので次のいずれかの書類の写し
- （ア） 建築確認通知書
- （イ） 固定資産税課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋の登記事項証明書

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

エ 平面図

オ 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1）の写し（建築物補強計画策定事業に限る。）

カ 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し（緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業に限る。）

キ 耐震診断を行う緊急輸送ルート等沿道建築物が区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震診断の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書）（緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業に限る。）

ク 耐震診断結果報告書の写し（建築物補強計画策定事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業に限る。）

(2) ブロック塀等撤去事業、ブロック塀等改善事業及び美しいいえなみ整備事業（様式第1号の2）

ア 見積書の写し

イ 案内図（縮尺2,500分の1以上の地図）

ウ 事業施行前の配置図

エ 事業施行前の写真

オ 設計図面（平面図、立面図）（ブロック塀等撤去事業を除く。）

カ 断面図（ブロック塀等改善事業に限る。）

(3) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）（様式第1号の3）

ア 耐震補強計画の作成及び補強工事に要する経費の見積書の写し

イ 案内図（縮尺2,500分の1以上の地図）

ウ 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む。）したことを証明するもので次のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産税課税台帳登録証明書（家屋）

(ウ) 家屋の登記事項証明書

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

エ 耐震診断結果報告書

オ 平面図（補強前）

カ 家族構成報告書（高齢者のみが居住する住宅等に該当する場合。様式第2号）

(4) 建築物耐震化助成事業、緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業（様式第1号の4）

ア 見積書の写し

イ 案内図（縮尺2,500分の1以上の地図）

ウ 平面図（補強前後）

エ 対象建築物の建築年月が確認できる書類

オ 耐震診断結果報告書の写し（建替え又は除却の工事の場合）

カ 耐震診断に係る評定書（法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000㎡以上の建築物に限る。）の写し（建築物耐震化助成事業における建替え又は除却の工事の場合）

キ 耐震補強計画結果報告書及び評定書（法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000㎡以上の建築物に限る。）の写し（耐震補強工事に限る。）

ク 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（平成25年

10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室事務連絡 様式1)の写し(建築物耐震化助成事業に限る。)

ケ 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し(緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業に限る。)

コ 計画建物の建築確認済証の写し(建替工事に限る。)

サ 工事概要がわかる図面(建築物耐震化助成事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業における耐震補強工事又は建替えの場合)

シ 既存建築物の概要がわかる図面(建築物耐震化助成事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業における除却の工事の場合)

ス 中小企業者であることを証する書類の写し(中小企業者に限る。)

セ アからスまでに掲げるもののほか、必要と認めたもの
(交付の決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金交付を決定し、建築物等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築物等耐震改修促進事業変更等承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- (2) 総事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

(変更等の承認)

第7条 市長は、前条の規定による変更等の内容を認めた場合は建築物等耐震改修促進事業変更等承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(設計の確認)

第8条 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)を実施する補助事業者は、耐震補強計画の作成が完了したときは建築物等耐震改修促進事業設計等確認依頼書(様式第6号)に次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強計画に要した経費の領収書の写し
- (2) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- (3) 耐震補強計画結果報告書
- (4) 平面図(補強後)
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(設計の承認)

第9条 市長は、前条の規定による設計等の内容を認めた場合は建築物等耐震改修促進事業設計等承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は前項の通知を受けた日より、耐震補強工事を実施することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは建築物等耐震改修促進事業実績報告書(様式第8号)に次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は領収書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書(建築物耐震診断事業に限る。)

- (3) 補強計画書（建築物補強計画策定事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業に限る。）
 - (4) 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真（建築物耐震診断事業、建築物補強計画策定事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業を除く。）
 - (5) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し（木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）に限る。）
 - (6) 完成図面（ブロック塀等改善事業及び美しいいえなみ整備事業に限る。）
 - (7) 新築建築物の完了検査済証の写し（建築物耐震化助成事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業における建替え工事の場合）
 - (8) 建築物除却届の写し（建築物耐震化助成事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業における除却工事の場合）
 - (9) 計画通りに耐震補強工事又は建替工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し（建築物耐震化助成事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業に限る。）
 - (10) 耐震診断実施者（補強計画策定者）の登録資格者講習受講証の写し等（建築物補強計画策定事業及び緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業に限る。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- 2 前項の書類は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなくてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、建築物等耐震改修促進事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求の手続）

第12条 補助事業者は前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 次の告示は、廃止する。
 - (1) 伊豆市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成17年伊豆市告示第29号）
 - (2) 伊豆市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成16年伊豆市告示第180号）
- 3 この告示の施行の日の前日までに伊豆市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱及び伊豆市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定のあった補助金については、それぞれ従前の例による。
- 4 平成29年1月1日から平成30年3月31日までに交付の決定があった補助金については、別表第1中「40万円」とあるのは「70万円」と、「60万円」とあるのは「90万円」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年4月1日告示第39号の4）

改正

平成23年1月17日告示第5号

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成23年1月17日から平成23年3月31日までに、交付の決定があった補助金については、別表第1中「40万円」とあるのは「70万円」と、「60万円」とあるのは「90万円」と読み替えるもの

とする。

附 則（平成23年 1 月17日告示第 5 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年 7 月20日告示第106号）

この告示は、公示の日から施行し、平成23年 6 月30日以降に工事請負契約を締結する耐震補強工事に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第50号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年 9 月30日告示第147号の 2）

改正

平成29年 1 月 4 日告示第 1 号

この告示は、公布の日から施行し、平成28年 9 月 1 日以降の申請分から適用する。ただし、別表第 1 木造住宅補強計画策定事業において高齢者のみが居住する住宅等に該当する場合のただし書については、平成29年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 1 月 4 日告示第 1 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第61号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日告示第41号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までに、交付の決定があつた補助金については、別表第 1 中「40万円」とあるのは「70万円」と、「60万円」とあるのは「90万円」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年 3 月29日告示第67号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日告示第77号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第85号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月28日告示第48号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
1 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費（設計及び補強計画に要する費用を除く。）	1 戸ごとに、当該事業に要する経費の額とし、100万円（高齢者のみが居住する住宅等については、120万円）を上限とする。
2 建築物耐震診断事業	対象建築物の所有者、居住者又は使用者が行う当該事業に要する経費	1 棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第 2 に定める単価により算出した額と比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内
3 ブロック塀等撤去事業	対象物の所有者、居住者又は使用者が行う当該事業に要する経費（工事	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に 1 メートルにつき 2

	費に限る。)	万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき26万6,000円を限度とする。
4 ブロック塀等改善事業	対象物の所有者、居住者又は使用者が行う当該事業に要する経費(工事費及び設計に要する費用に限る。)	当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の延長に1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の1以内とし、1敷地につき16万6,000円を限度とする。(ブロック塀の撤去後生垣の設置を行うものについては、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき33万3,000円を限度とする。)
5 美しいいえなみ整備事業	対象物の所有者が行う当該事業に要する経費(工事費及び植樹等に要する費用に限る。)	当該事業に要する経費といえなみを整備する延長に1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき33万3,000円を限度とする。
6 建築物補強計画策定事業	対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める金額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内
7 建築物耐震化助成事業	対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と対象建築物の延床面積に1平方メートル当たり51,200円(免震工法その他特殊な工法による場合等にあつては、1平方メートル当たり83,800円)を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の100分の44.8以内(中小企業者にあつては、100分の28.75以内)とする。
8 緊急輸送ルート等沿道建築物補強計画策定事業	対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	耐震補強計画の策定に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額
9 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化助成事業	対象建築物の所有者が行う当該事業に要する経費	耐震補強、建替え又は除却に要する経費と別表第5に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の5分の4以内

備考

- 1 共同住宅、長屋等は、1棟を1戸とみなす。
- 2 借家については入居者の同意を得たうえ、所有者が申請するものとする。

別表第2 (別表第1 関係)

対象建築物の延べ床面積	1戸建て住宅	左記以外
1,000㎡未満	1,000円/㎡	3,600円/㎡
1,000㎡以上2,000㎡未満	1,000円/㎡	1,540円/㎡
2,000㎡以上		1,030円/㎡

別表第3（別表第1関係）

対象建築物の延べ床面積	基準額
1,000㎡以上2,000㎡未満	4,200千円／棟
2,000㎡以上3,000㎡未満	5,400千円／棟
3,000㎡以上	6,000千円／棟

別表第4（別表第1関係）

用途	床面積等	基準額
一戸建て住宅		木造で図面有りの場合：144,000円
		木造で図面無しの場合：259,000円
	非木造住宅	1,800千円
一戸建て住宅以外	木造住宅	図面有りの場合：144,000円／棟
		図面無しの場合：259,000円／棟
	～1,000㎡未満	3,000千円
	1,000～2,000㎡未満	4,800千円
	2,000～3,000㎡未満	6,000千円
	3,000～5,000㎡未満	7,200千円
	5,000～10,000㎡未満	9,000千円
	10,000㎡～	10,800千円

別表第5（別表第1関係）

用途	基準額
住宅（マンションを除く。）	34,100円／㎡
マンション	50,200円／㎡ (免震等特殊工法の場合は83,800円／㎡)
建築物	51,200円／㎡ (免震等特殊工法の場合は83,800円／㎡)